第四条

1　施設は、不可侵とする。政府は、施設に許可なく立ち入ろうとする者若しくは集団又はその近傍で施設内の静穏を意図的に妨げる者若しくは集団から施設を保護するため、日本国の法令の範囲内で最善の努力を払う。政府の官憲及び日本国で公権力を行使する者は、事務所の代表の同意があり、かつ、事務所の代表が合意した条件による場合及び事務所の代表の要請がある場合を除くほか、公務の遂行のために施設に立ち入ってはならない。迅速な防護措置を要する火災その他の緊急事態の場合には、事務所の代表の同意があったものとみなす。

2　事務所は、日本国の法律に基づく逮捕を逃れている者、他国への引渡しのために政府が求めている逃亡犯罪人又は訴訟に関する送達を回避しようとしている者が施設を避難所として使用することを認めてはならない。

第五条

1　政府は、事務所と協議して、必要な公益事業及び公共サービス（電気、水道、下水道、ガス、郵便、電話、公共交通、排水、ごみの収集及び消防を含む。）が施設に提供され、並びにその公益事業及び公共サービスが衡平な条件で提供されることを確保するため、最善の努力を払う。

2　事務所は、関係する公益事業体及び公共サービス機関が施設内の設備、導管、本管及び下水溝の検査、修繕、維持、改築及び移転を行うことができるようにするため、要請により、適当な措置をとる。

第六条

1　事務所は、事務局長が事務所の免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。ただし、その免除の放棄は、判決の執行に関する免除の放棄を意味するものではなく、判決の執行に関する免除の放棄のためには、事務局長による別個の放棄が必要とされることが了解される。

2　事務所の財産及び資産は、事務所の公的活動の範囲内で、事務局長が合意した条件による場合を除くほか、捜索、押収、没収、差押え、収用及び他のあらゆる形式の干渉（行政上、司法上及び立法上のいずれのものであるかを問わない。）を免除される。

3　1及び2の規定は、次の事項については、適用しない。

(a)　第十四条1に規定する私法上の仲裁手続において下される仲裁判断の執行

(b)　事務所が所有し、又は事務所のために運行される自動車によって引き起こされた損害に関して第三者が提起する民事訴訟及び当該自動車に係る交通犯罪

第七条

1　事務所並びにその財産、資産及び収入は、事務所の公的活動の範囲内で、

(a)　事実上公共サービスの使用料にすぎない税を除くほか、全ての直接税を免除される。

(b)　事務所が輸入し、又は輸出する物品に関し、関税を免除され、並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。ただし、その免除を受けて輸入された物品は、政府と合意した条件による場合を除くほか、日本国内で売却されないことが了解される。

(c)　事務所の刊行物に関し、関税を免除され、並びに輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。

2　事務所は、消費税並びに動産及び不動産の売買に対する税であってその価格の一部を成すものの免除を要求しない。ただし、政府は、事務所が事務所の公的活動のために財産の重要な購入を行うに際し当該購入に関してこれらの税を課し、又は課することができる場合には、できる限り税額の減免又は還付のために適当な行政上の措置をとるものとする。

第八条

事務所は、いかなる種類の資金、金、通貨又は有価証券も自由に受領し、取得し、保持し、及び処分することができる。

第九条

1　事務所又は事務所の職員宛ての全ての公用通信及び事務所が発出する全ての公用通信については、伝達の手段又は形態のいかんを問わず、検閲及び他のいかなる形態の妨害又は秘密の侵害も行ってはならない。公用のものと思われる通信が違法な物又は危険な物を含んでいると信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、その通信については、事務所の職員の立会いの下に日本国の当局が開くことができる。ただし、これらの物が急迫した物理的な危険を及ぼすと認められる場合には、事務所の職員の立会いを要しない。

2　事務所は、その公用通信に関し、日本国が当事国である国際条約並びに国際的な規則及び取極に抵触しない限り、日本国の領域において、郵便及び電気通信に係る優先権、料金及び課金について政府が他の国際機関に与える待遇よりも不利でない待遇を享有する。

第十条

1　事務所の職員は、次のものを享有する。

(a)　公的な立場で事務所の職員が行った口頭又は書面による陳述及び全ての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続（事務所の職員が犯した自動車に係る交通犯罪についての訴訟手続及び事務所の職員が所有し、若しくは運転し、又は事務所の職員のために運行される自動車によって引き起こされた損害についての訴訟手続を除く。）の免除。当該免除は、当該事務所の職員が事務所の職員でなくなった場合にも、引き続き与えられる。

(b)　ＯＩＥが事務所の職員に支払った給料及び手当に対する課税の免除

(c)　自己及び被扶養者に関する出入国制限及び査証料の免除

(d)　自己及び被扶養者に関して、国際的危機の場合における帰国の便益であって外交官に与えられるものと同一のもの

(e)　日本国で最初にその地位に就く際に関税の免除を受けて家具及び手回品を輸入する権利

(f)　自己及び被扶養者に関する国民的服役義務の免除

2　1(b)から(f)までの規定は、日本国民である事務所の職員及び日本国に通常居住している事務所の職員については、適用しない。

第十一条

1　事務所は、事務所の職員の任命が行われたときは、当該事務所の職員の氏名並びに当該事務所の職員の事務所における等級及び地位並びに当該事務所の職員の被扶養者の氏名を、その他の関連情報とともに、個別にかつ遅滞なく、政府に通告する。事務所は、同様に、当該事務所の職員が事務所の職員でなくなったときは、事務所の職員でなくなった日を政府に通告する。

2　政府は、いかなる者に対しても、当該者に関して1の通告を受けるまでは、この協定によって与えられる特権及び免除を与えることを義務付けられない。

3　政府は、1の通告を受けたときは、事務所の職員に任命された者に対し、当該事務所の職員の写真を添付した身分証明書を交付する。当該身分証明書は、全ての日本国の当局との関係において所持者の身分を証明するために使用される。

第十二条

1　この協定によって与えられる特権及び免除は、阻害されることのない事務所の機能並びに当該権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。

2　事務局長は、ＯＩＥの規則に従い、1の特権及び免除の濫用を防止するためにあらゆる予防措置をとる。

3　事務局長は、1の特権又は免除の濫用が発生したと政府が認める場合には、要請により、その濫用が発生したかどうかを決定するために政府と協議する。その協議によって事務局長及び政府にとって満足な結果が得られない場合には、この問題は、第十四条に規定する手続に従って解決される。

第十三条

事務局長は、この協定によって与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであると認める場合において、事務所の利益を害することなく当該免除を放棄することができるときは、当該免除を放棄する権利及び義務を有する。